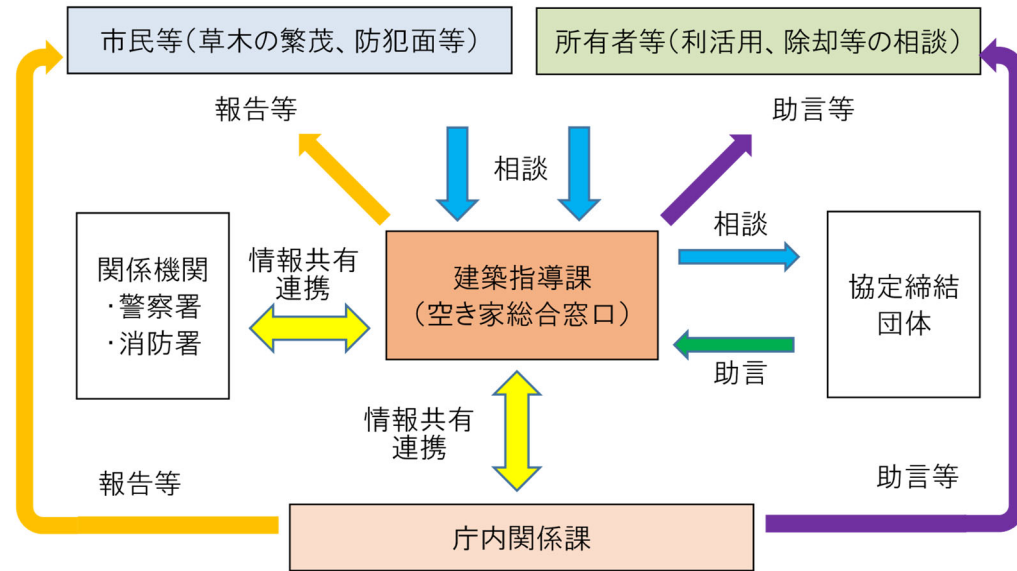


4) 住民等からの空家等に関する相談への対応

「だれもが」相談できる総合的な窓口として、空き家全般を掌握する建築指導課に総合相談を設置し、必要に応じ、関係する庁内担当課及び関係団体等と連携していきます。

■相談窓口・連携体制 (イメージ)



■空家等に関する庁内担当課(令和元(2019)年度現在・順不同)



関係課	空家等に関する所掌内容等
建築指導課	空家等全般に関する事、建築物の耐震診断等補助事業
土木管理課	市道の管理
環境保全課	スズメバチ営巣駆除費補助、草木の繁茂(隣地に越境)、有害鳥獣に関する事
グリーン推進課	廃棄物の不法投棄
市民活動推進課	防犯対策、防犯パトロール、町内会自治会等に関する事、市民活動の支援、コミュニティ施策の推進
資産税課	固定資産税情報、勧告を受けた特定空家等に対する固定資産税の住宅用地特例の解除
防災課	防災、自主防災組織
高齢者福祉課	高齢者支援、地域包括支援センターに関する事
水道課	水道使用者情報(水道閉栓情報)

■空家等の対策・管理に関する協定締結団体(令和元(2019)年度現在)

協定締結団体	空家等に関する所掌内容等
千葉司法書士会	空家等に関する法律相談、相続人調査、相続登記、利活用・跡地利用等に関する各種契約内容の相談
印西市シルバー人材センター	空家等の見回り・外観点検、除草・樹木の剪定、管理状況報告、その他所有者の要望による空家等の一般管理
千葉県宅地建物取引業協会印旛支部	空き家バンクに登録した空家等の売買、賃貸借等の媒介

印西市空家等対策計画に関するお問い合わせ
 印西市都市建設部建築指導課
 電話:0476-42-5111(代表)



1. 計画策定の背景と目的・位置づけ等

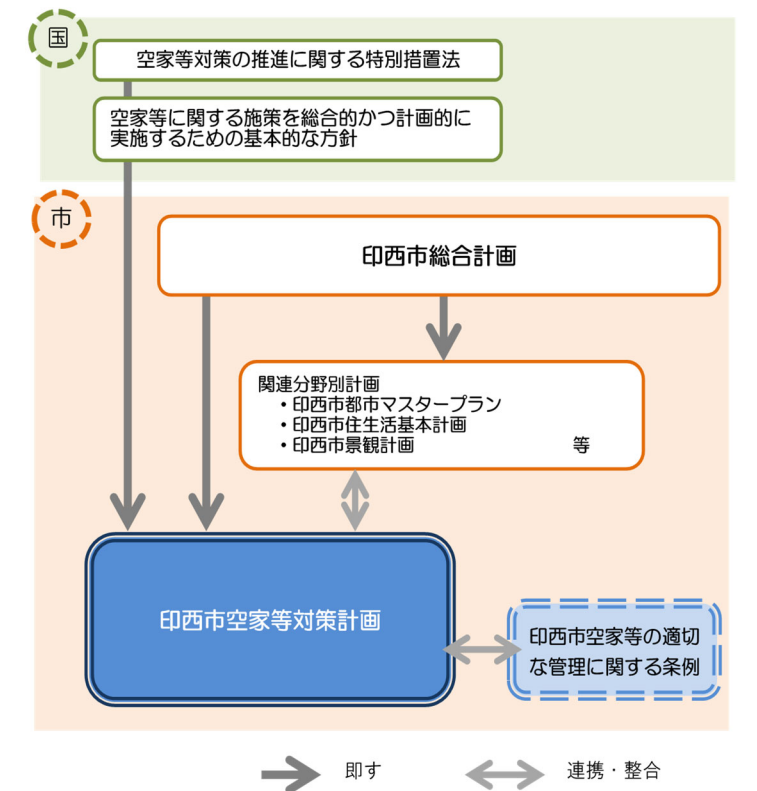
1) 空家等対策計画の目的

本市では、適切な管理が行われていない空家等に起因する防災、衛生、景観等の諸問題が懸念されることから、空家法の制定等を受け、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するための施策を総合的かつ計画的に実施するため、「印西市空家等対策計画」(以下「本計画」)を策定することとしました。

2) 本計画の位置づけ

本計画の法的な位置づけは、空家法第6条第1項に定める「空家等対策計画」であり、国の基本指針に即しています。

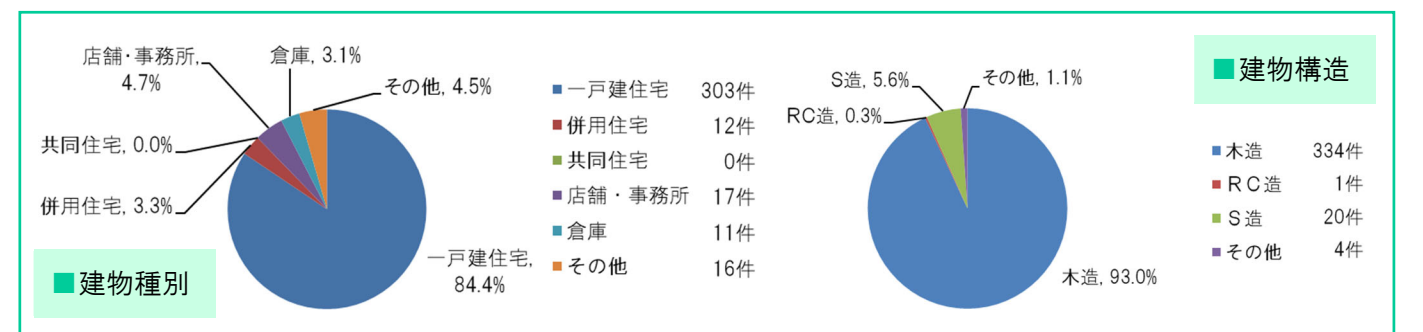
また、本計画の実効性を確保するため、本市の最上位計画である「印西市総合計画」に即し、上位計画や分野別の計画等に関連する事業等について、本計画と連携・整合を図るものとします。



2. 本市をとりまく現状と課題

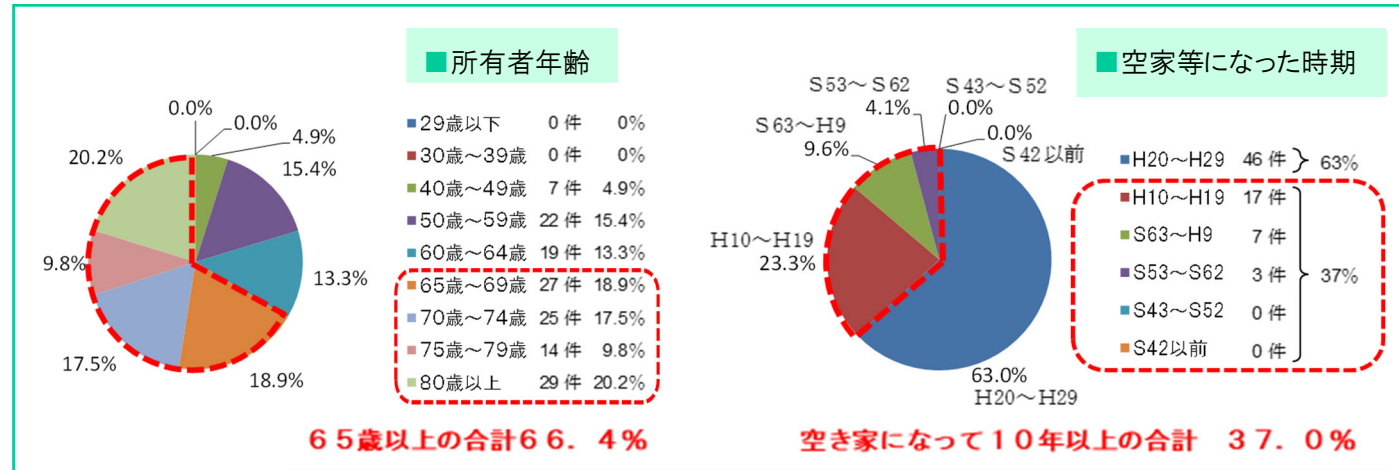
1) 現地調査による空家等の現状

平成28年7月から平成30年2月15日までの期間に現地調査を実施した結果、359件が「空家等の可能性が高い」と判定し、空家等の種別は8割以上が一戸建住宅であり、構造は9割以上が木造となっています。



2) 所有者アンケート調査による空家等の現状

所有者アンケート回答より、所有者全体の66.4%が65歳以上の高齢者となるとともに、80歳以上が占める割合も2割を超えることがわかりました。空家等になった時期は、アンケート調査の実施時点により10年以上のもの37.0%ありました。



3. 空家等対策に関する基本的な方針

1) 基本目標

本市は、空家等の増加を抑制する予防対策や利用可能な空家等の活用、管理不全な空家等を防止し、その解消をめざすため、「予防」「活用」「除却」「コミュニケーション」を基本目標に掲げ、各種取り組みを推進します。

1 空家等の発生を未然に防ぐ「予防」	所有者等に対して啓発し、適切な管理に導くための啓発や相談窓口の設置など、空家等の発生を未然に防ぐ「予防」を展開します。
2 空家等の有効活用を促進する「活用」	空家等の利活用を促進するために、市民や所有者等に対する支援を図り、制度を整えることにより、空家等の有効活用を促進します。
3 管理不全の解消に向けた取り組み「除却」	周辺に悪影響を及ぼす空家等について、空家法に基づいて、実効性のある施策を展開し、管理不全の解消のために「除却」を推進します。
4 相談・推進体制の構築と地域と連携をめざす「コミュニケーション」	空家等の所有者や行政、地域住民等とともに相談体制の整備と地域との連携を図ります。

2) 基本方針

(1) 対象とする地区 本計画の対象とする地区は、市内全域とします。

(2) 対象とする空家等の種類

本計画の対象は、空家法第2条第1項に規定される「空家等」と同じ定義であるものを対象とします。

空家等(法第2条第1項) 第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。	特定空家等(法第2条第2項) 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
---	---

(3) 計画期間

本計画は、本市の最上位計画である「印西市総合計画」の次期計画の策定や関連統計を本計画の次期見直しに反映することを考慮し、令和2(2020)年度から令和8(2026)年度までの7年間で計画期間とします。

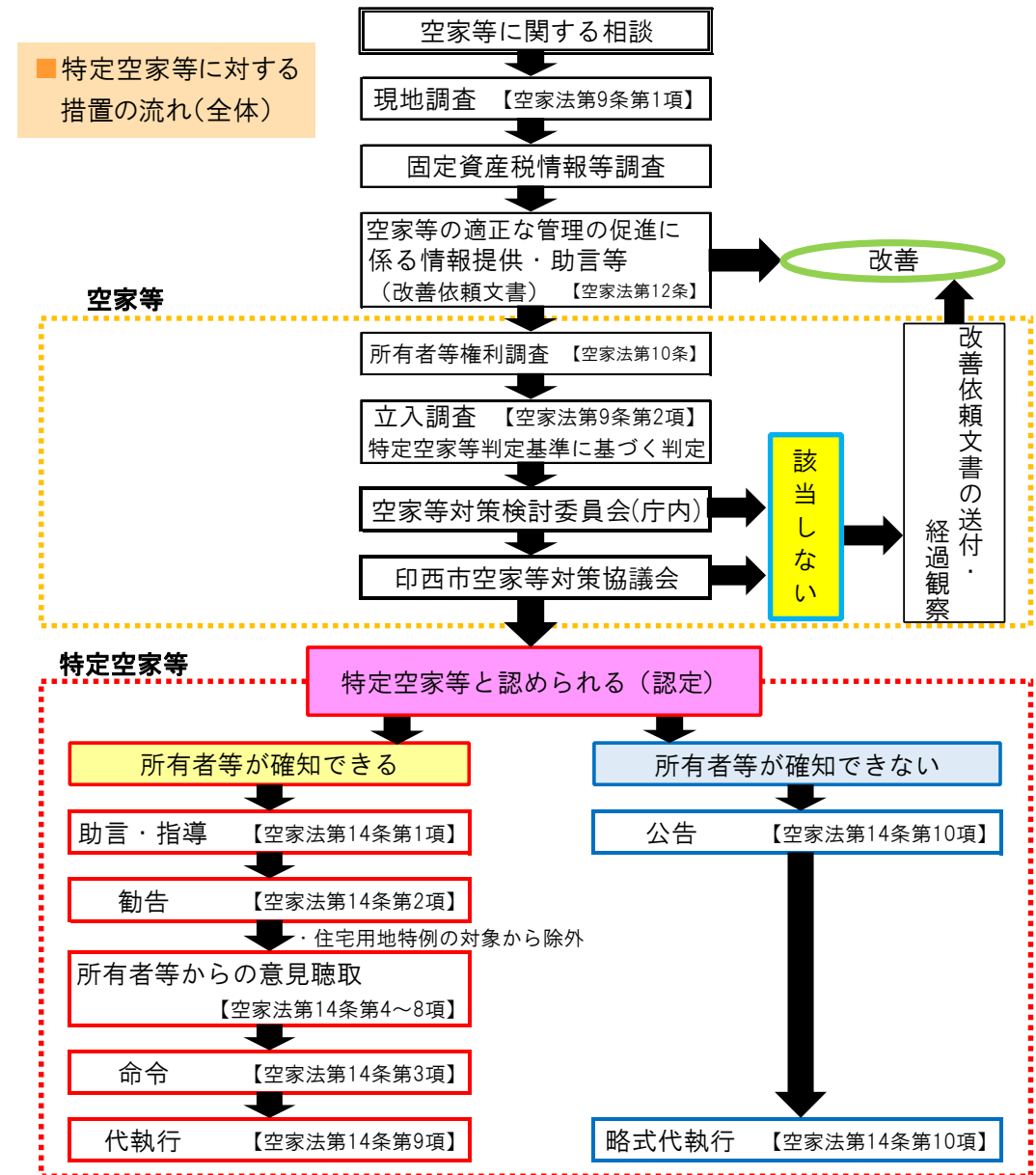
4. 具体的な施策

1) 空家等の調査

市民等から情報提供や相談があった建築物等について、相談内容を把握するために速やかに現地確認を実施します。

2) 特定空家等に対する措置の流れ

空家等の調査に基づき、周辺地域に著しい悪影響を及ぼすと認定されたもの(特定空家等)については、本市関係部署と連携を図り、空家法に基づく必要な措置を講じます。



3) 所有者等による空家等の適切な管理の促進

(1) 所有者等自らによる適切な管理

(空家等の所有者等の責務)
第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(2) 所有者等への予防に向けた情報提供

空家等発生予防啓発のパンフレット等の配布、広報や市ホームページ等の活用など